

令和５年度 第１回 長浜市総合教育会議 次第

日時：令和５年１１月１３日（月）

場所：市役所本庁舎３階 特別会議室

１ 開 会

２ 市長あいさつ

３ 意見交換

【テーマ：家庭において困難を抱える子どもたちへの支援について】

■行政説明①

- ・児童虐待の現状
- ・ヤングケアラーの把握・支援 等

■意見交換

- ・市や学校等での取組についての質疑
- ・ヤングケアラーの発見や状況・意向に応じた支援に対する意見や提案
どう発見するか
状況・意向に応じた支援に結び付けられるか 等

４ その他

５ 閉 会

令和5年度 第1回 長浜市総合教育会議 出席者名簿

令和5年11月13日（月）

1 構成員

役 職	氏 名
市 長	浅 見 宣 義
教 育 長	織 田 恭 淳
教 育 委 員	前 田 康 一
教 育 委 員	中 村 亜 紀
教 育 委 員	松 宮 誠 也
教 育 委 員	兼 子 貴 絵
教 育 委 員	前川 加奈子

2 事務局

役 職	氏 名
教育部長	内 藤 正 晴
教育委員会事務局次長	山 岡 万 裕
教育委員会事務局次長	東 野 裕 賢
教育委員会事務局管理監	為 永 智 子
教育改革推進室長	成 田 健
教育改革推進室副参事	廣 部 健
教育指導課長	高 山 義 雄
教育指導課 子ども・学校支援係長	林 孝 之
すこやか教育推進課長	河 合 保
幼児課長	今 田 元 宏
幼児課参事	奥村 あゆみ
未来創造部長	中 嶋 克 之
未来創造部次長	森 宏 志
未来創造部未来こども若者局長	村 崎 晴 美
政策デザイン課長	柴 田 拓 也
政策デザイン課長代理	服 部 泰 治
政策デザイン課 企画経営戦略係長	山 崎 悠 司
政策デザイン課 主事	秋 野 拓 馬
こども若者応援課長代理	稲 葉 悦 子
こども家庭支援課長	平 塚 崇 之
こども家庭支援課参事兼家庭児童相談室長	森 奈津子

長浜市総合教育会議

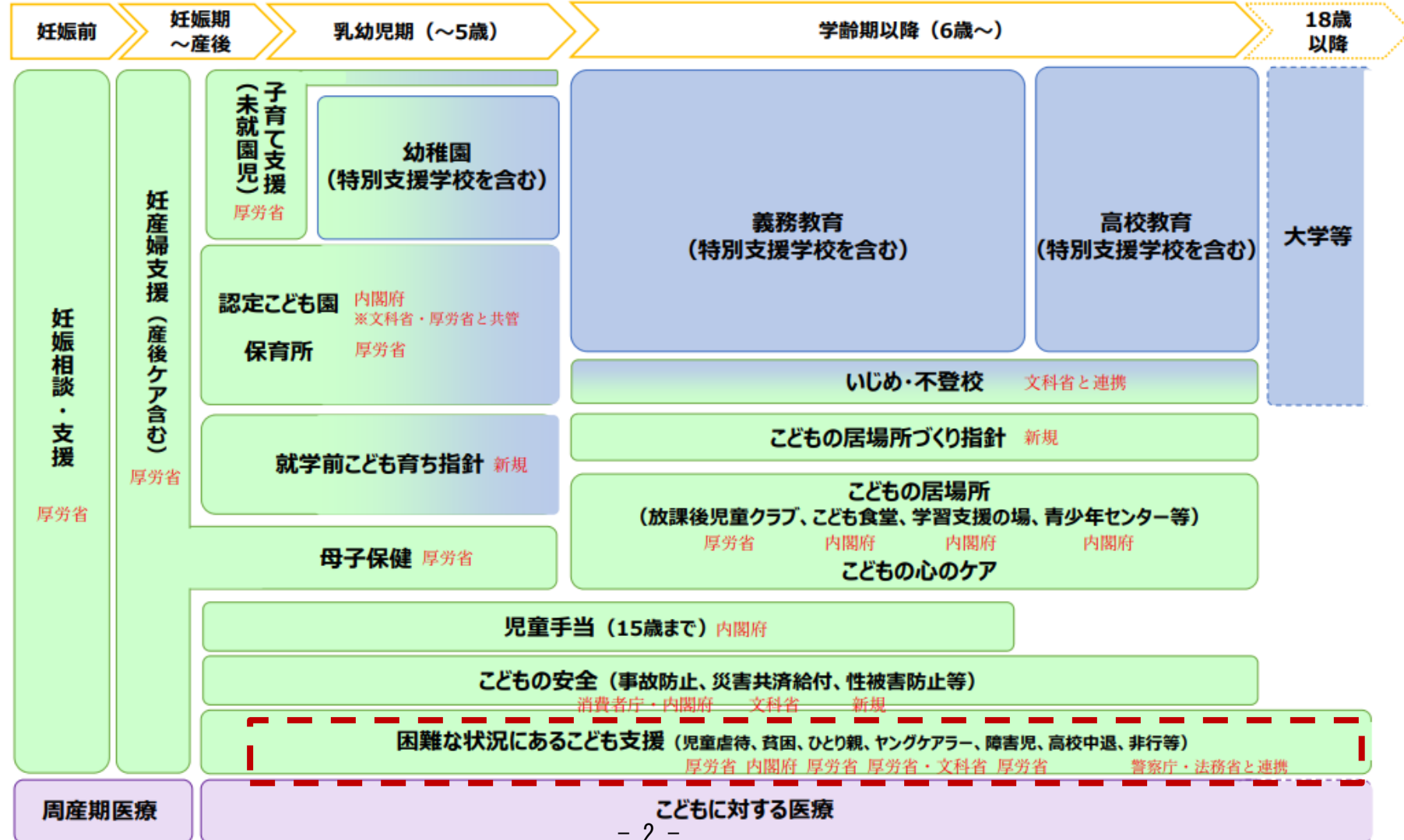
家庭において困難を抱える 子どもたちへの支援について

健康福祉部 こども家庭支援課
家庭児童相談室

こども家庭庁の創設について(イメージ)

こども家庭庁の創設により、

- こどもと家庭の福祉・保健その他の支援、こどもの権利利益の擁護を一元化
- 年齢や制度の壁を克服した切れ目ない包括的支援を実現
- 就学前の育ちの格差是正
- こども・子育て当事者の視点に立った政策の実現（プッシュ型情報発信、伴走型支援）



児童虐待とは



虐待とは・・・

児童虐待の防止等に関する法律

『子どもの権利を侵害する行為』

- 子どもの人権を著しく侵害するもの
- その心身の成長および人格の形成に重大な影響を与えるもの
- 将来の世代の育成に懸念を及ぼすもの



身体的虐待

心理的虐待

ネグレクト

性的虐待

虐待の定義

身体的虐待	殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、首を絞める、縄などにより一室に拘束する など
性的虐待	子どもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触る又は触らせる、ポルノグラフィの被写体にする など
ネグレクト	家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない など
心理的虐待	言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう（ドメスティック・バイオレンス：DV）、きょうだいに虐待行為を行う など

しつけなのか？虐待なのか？

しつけ	子どもの人格や才能等を伸ばし、社会において自律した生活を送れるようにすること等の目的から子どもをサポートして社会性を育む行為。
虐 待	保護者の意図や思いにかかわらず、子どもの健全な成長を阻害する不適切な扱い。

市町向けの子ども虐待対応マニュアル(滋賀県)より

※たとえば保護者が「しつけ」ととらえていても、
子どもの立場から判断する

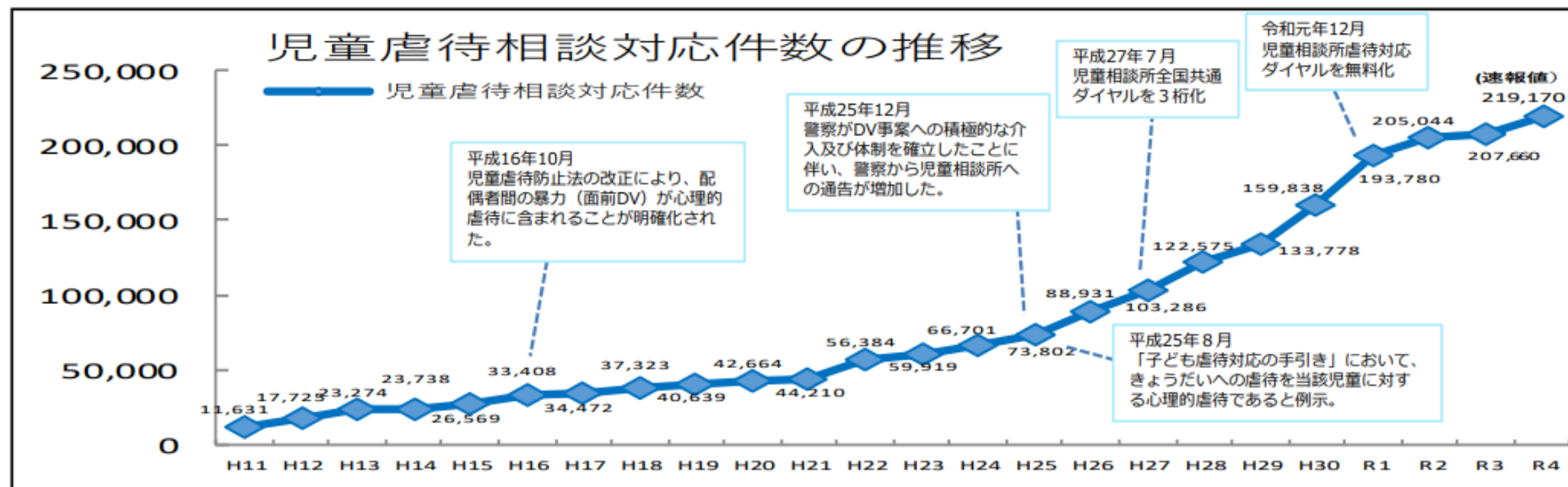
児童虐待の現状



児童虐待相談の対応件数推移及び虐待相談の内容・相談経路

参考資料7

- 令和4年度における児童相談所の児童虐待相談対応件数は、219,170件(速報値)。平成11年度に比べて約19倍。
- 心理的虐待の割合が最も多く(59.1%)、次いで身体的虐待の割合が多い(23.6%)。
- 相談経路は、警察等(51.5%)、近隣知人(11%)、学校等(7.3%)、家族(7.2%)からの通告が多くなっている。



○ 虐待相談の内容別割合

	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	総数
令和4年度 (速報値)	51,679(23.6%) (+2,438)	35,556(16.2%) (+4,108)	2,451(1.1%) (+204)	129,484(59.1%) (+4,760)	219,170(100.0%) (+11,510)

○ 虐待相談の相談経路

	家族	親戚	近隣知人	児童本人	福祉事務所	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉施設	警察等	学校等	その他	総数
4年度 (速報値)	15,800 (7%) (+1,104)	2,636 (1%) (-13)	24,174 (11%) (-3,901)	2,822 (1%) (+293)	10,081 (5%) (+1,010)	155 (0%) (-40)	202 (0%) (-24)	3,986 (2%) (+378)	3,162 (1%) (+316)	112,965 (52%) (+9,861)	16,035 (7%) (+1,091)	27,152 (12%) (+1,435)	219,170 (100%) (+11,510)

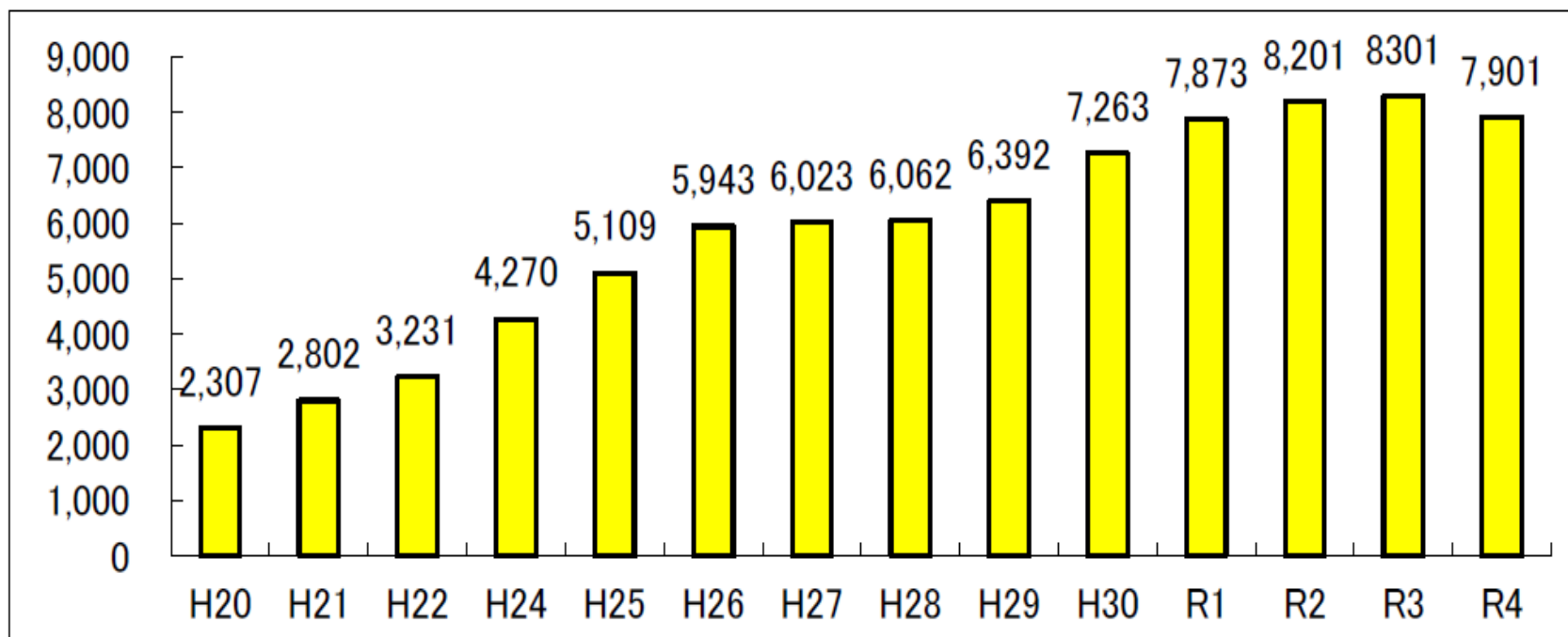
滋賀県 児童虐待相談対応件数の推移

相談件数は 7,901 件で、前年度比 400 件の減（△4.8%）となっています。

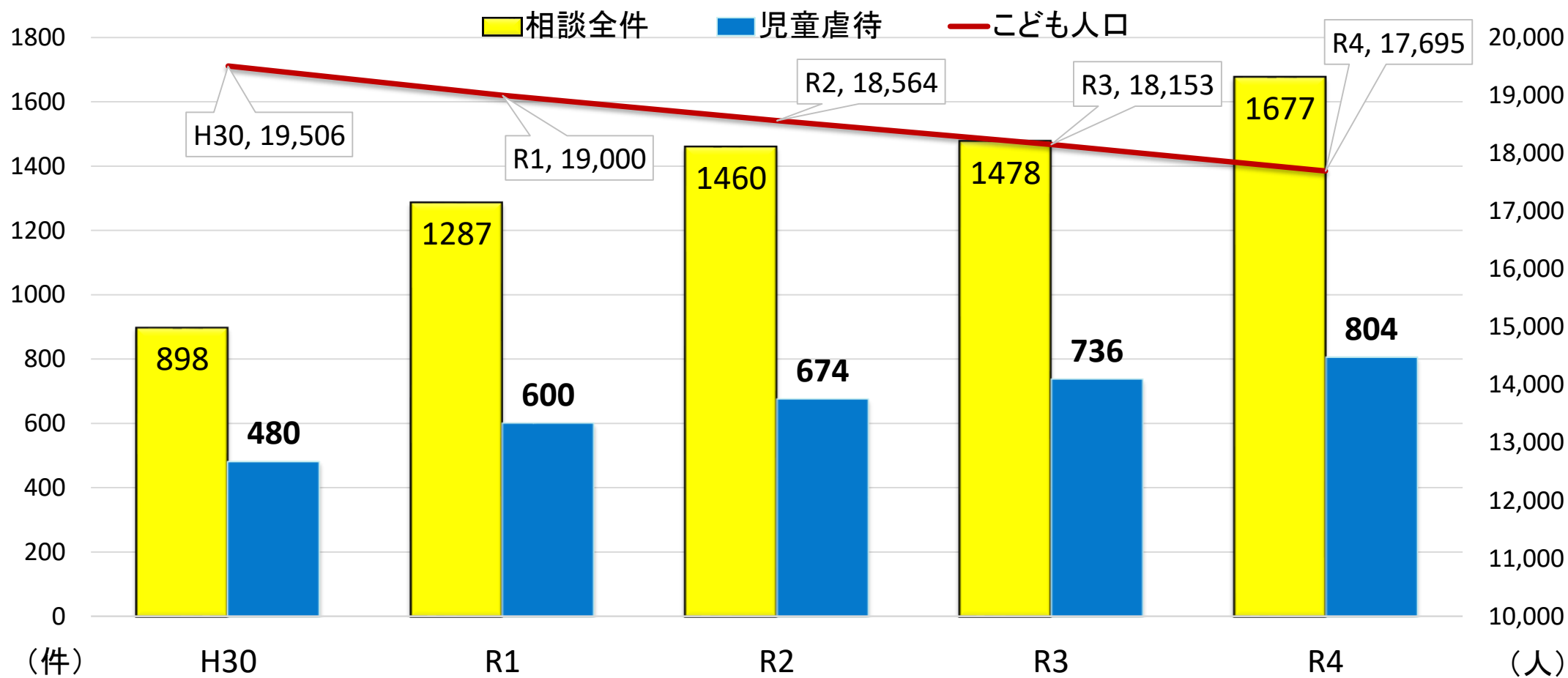
※センターと市町が連携しながら支援・対応したケースを調整しています。

（センター2,586 件＋市町 7,889 件－2,574 件（連携分）＝ 7,901 件）

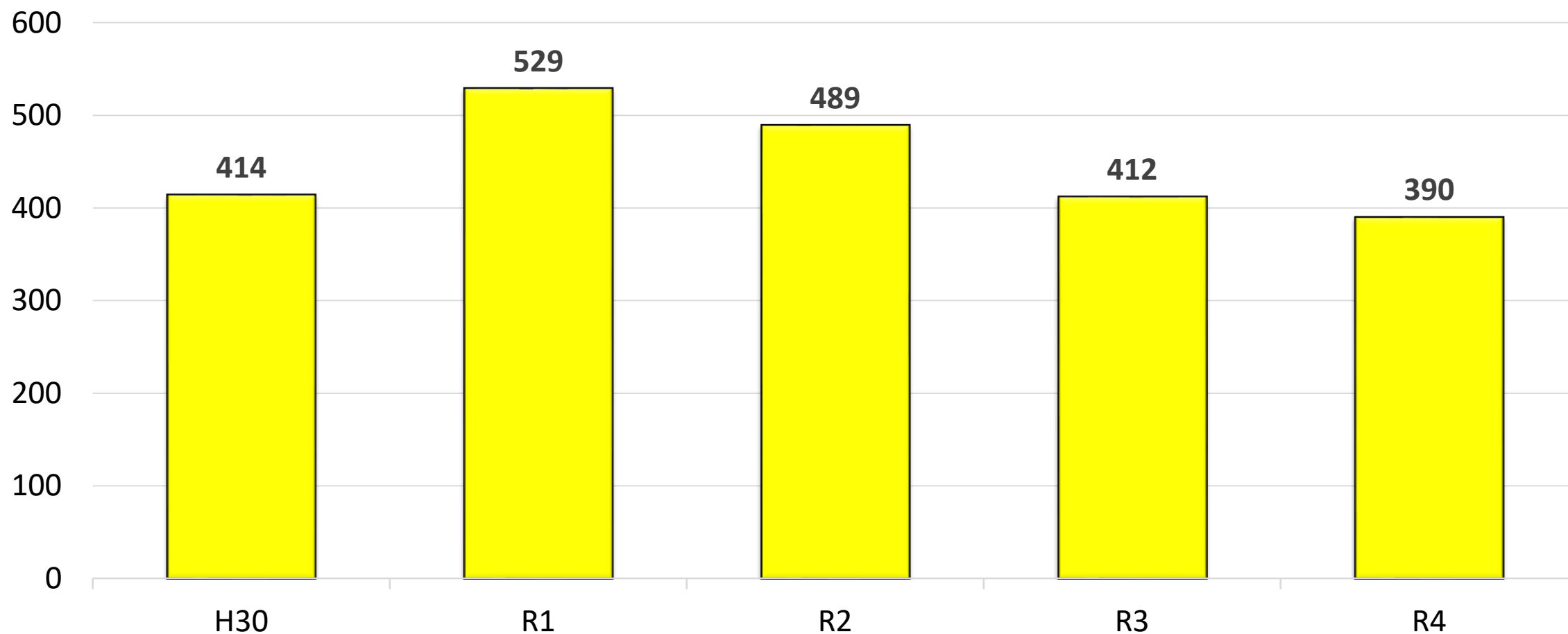
（件）



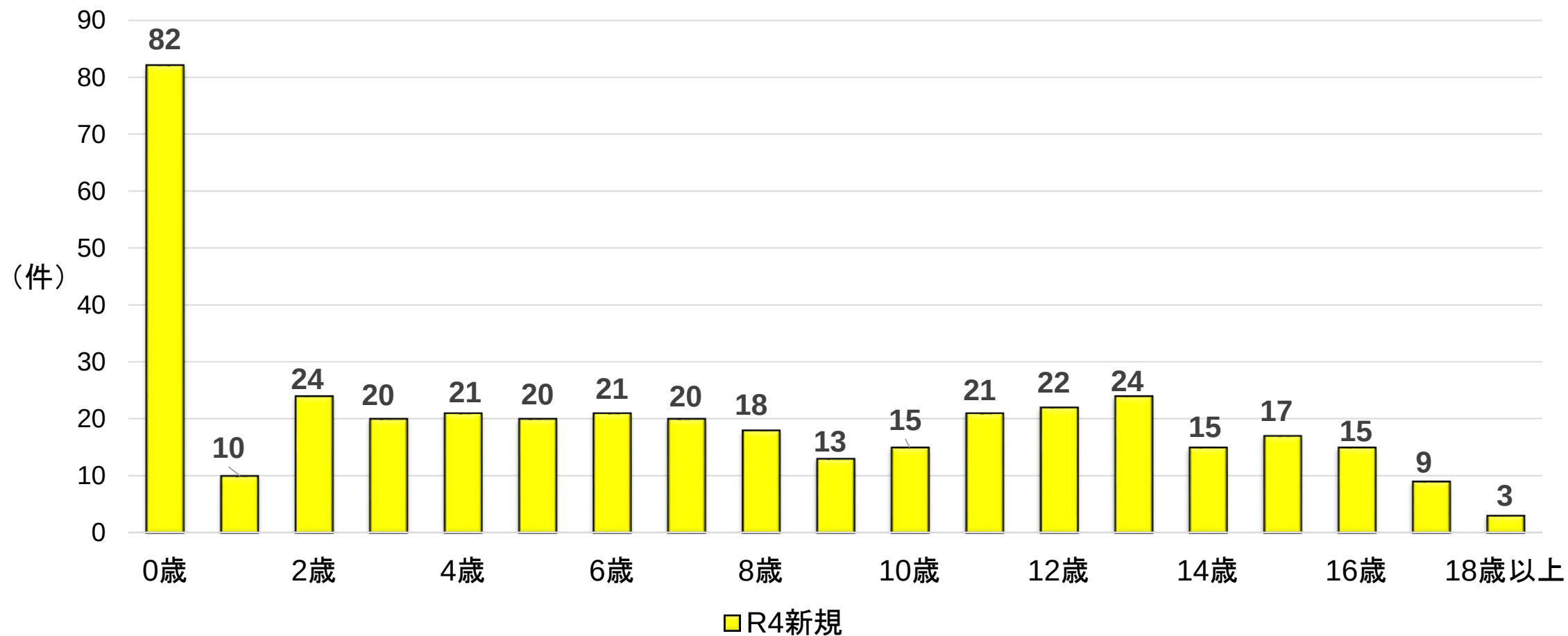
長浜市 児童家庭相談件数の推移



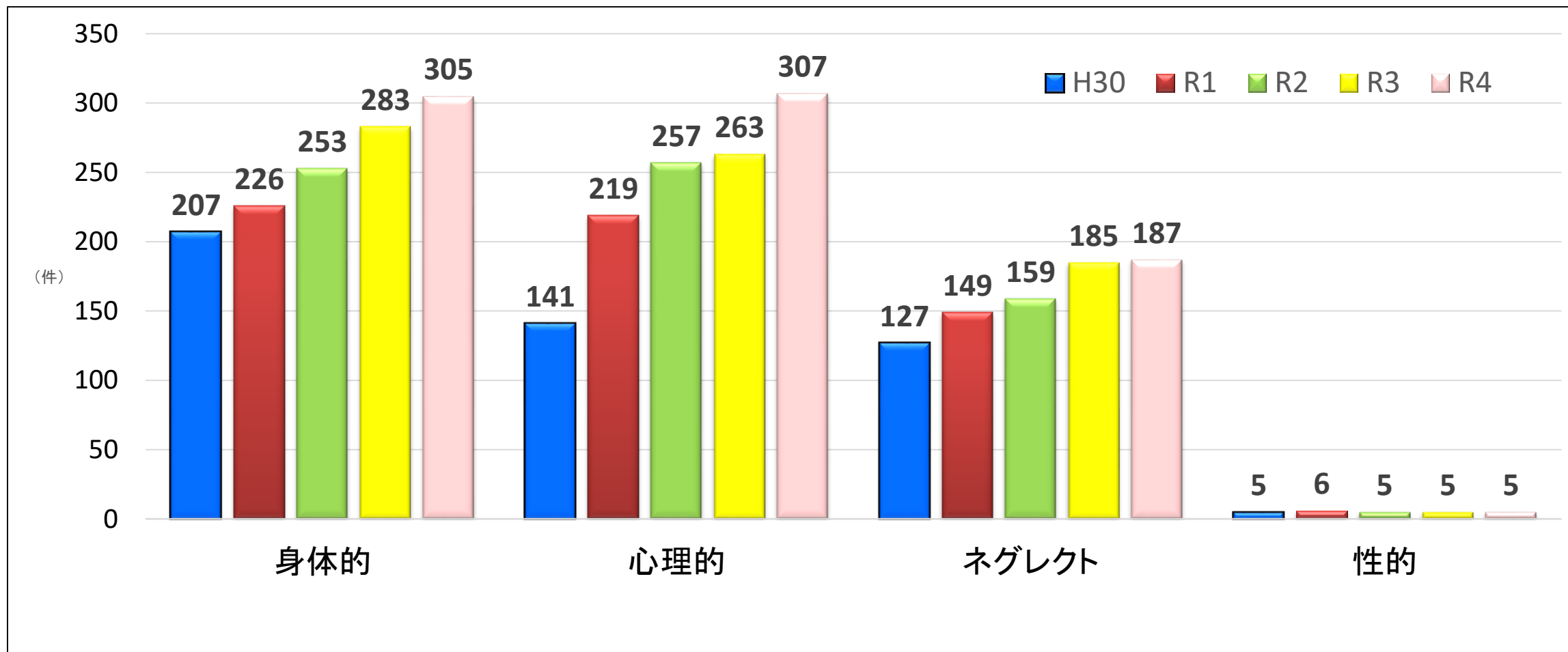
長浜市 新規相談・通告件数の推移



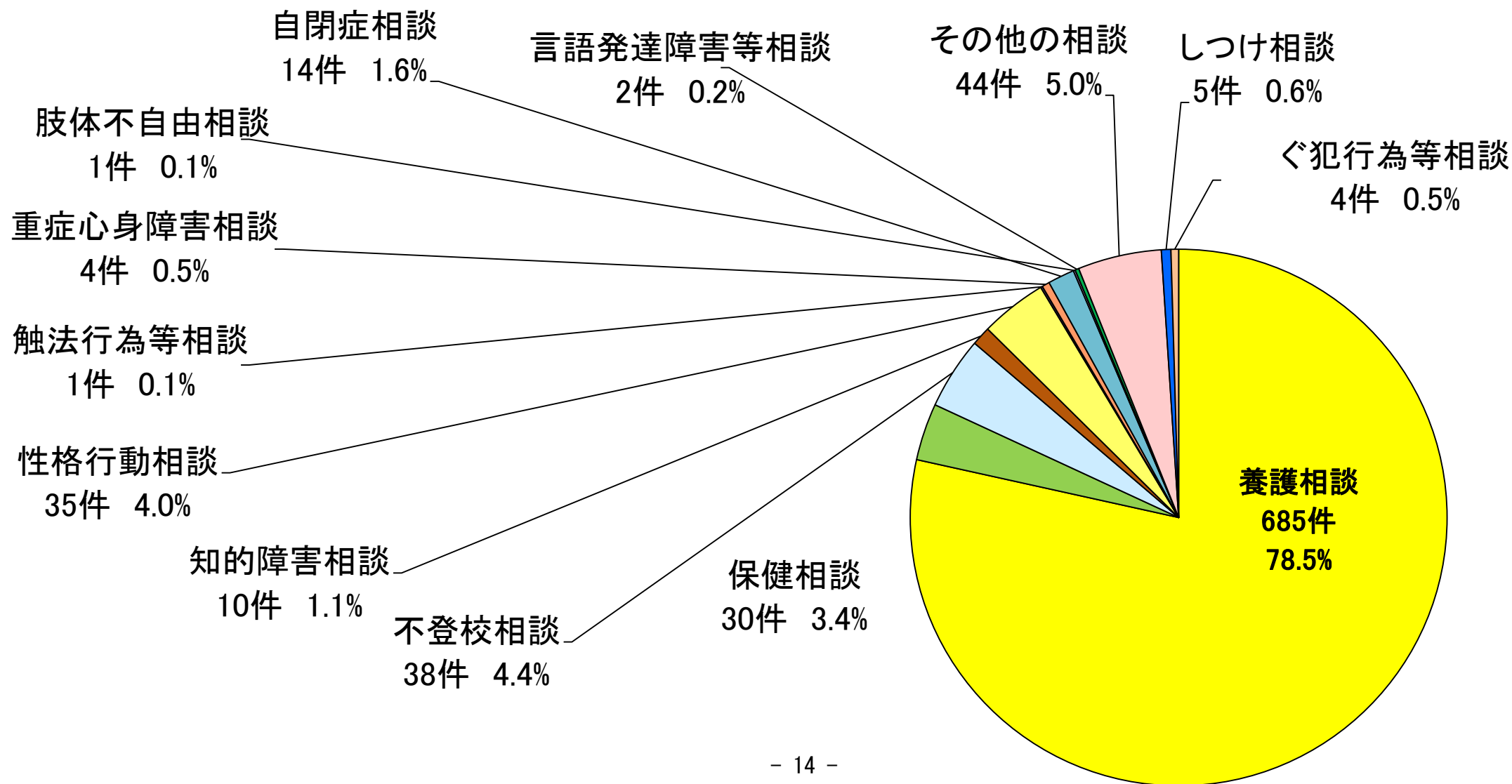
長浜市 新規相談対応した児童の年齢別(令和4年度)



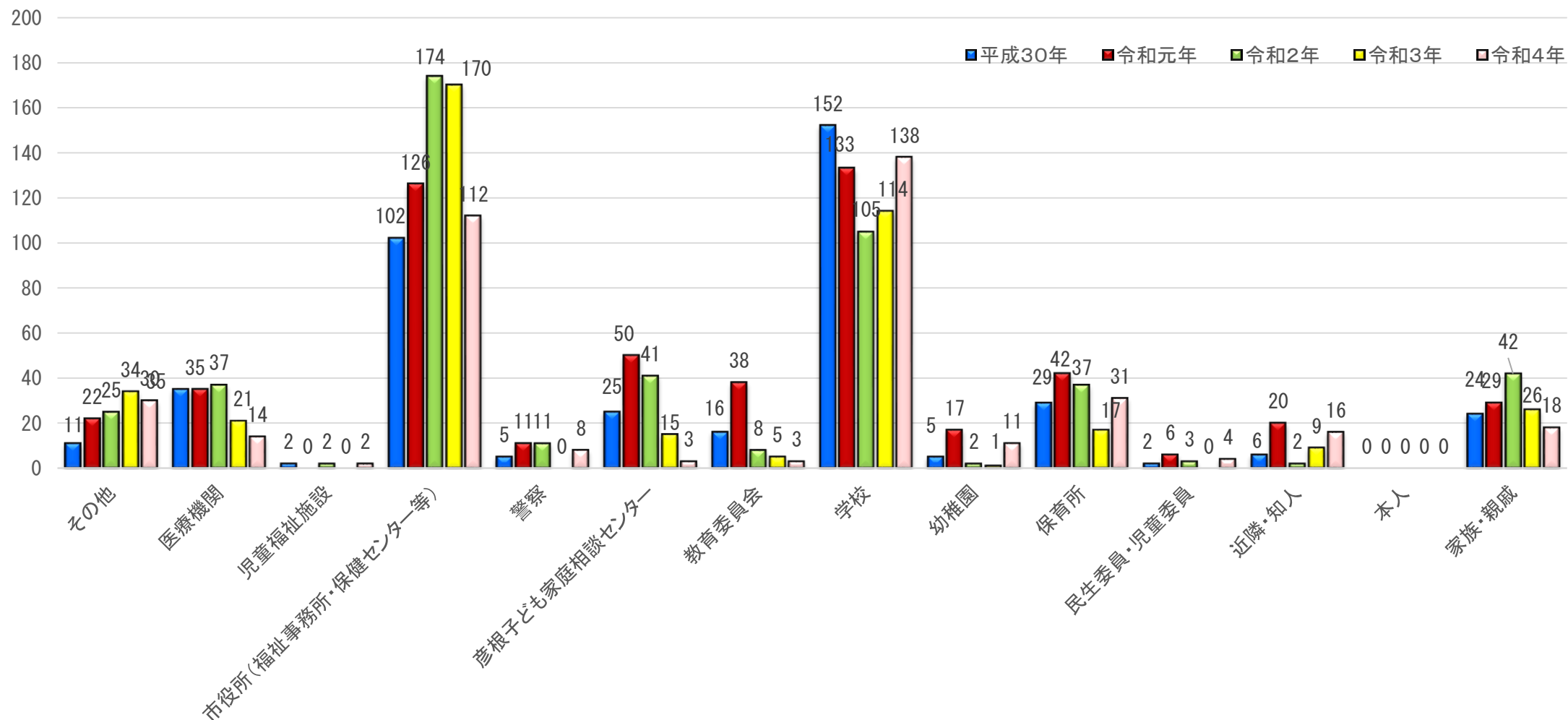
長浜市 虐待種別ごとの年次推移



長浜市 虐待以外の相談別件数(令和4年度)



長浜市 新規相談・通告経路の内訳



児童虐待は何故起こるのか



虐待の背景

親の状況

- 予期しない妊娠・出産
- 虐待を容認している（しつけのため）
- 虐待を受けた経験がある

子どもの状況

- 癪が強い
- なだめにくい
- こだわりやすい
- 病気や障がいがある

社会的な状況

- 経済的な不安
- 相談相手や支援してくれる人がいない
- 離婚や再婚による複雑な家庭環境

親と子のSOSサイン

子どもの様子

- 不自然な傷やあざがある
- 体や衣服が不潔
- 家に帰りがらない
- 笑顔が少なく、表情が乏しい
- 家に帰りがらない

親の様子

- 近所で孤立している
- 子どもを残して外出している
- 子どもが病気でも医者に見せない
- 子どもや家族の不満をよく口にしている

家庭の様子

- 毎晩のように長時間、子どもの泣き声が聞こえる
- 親の怒鳴り声が聞こえる
- 地域で孤立している



ヤングケアラーとは



大人が担うような責任を引き受け、病気やしょうがいなどでケアが必要な家族の世話や家事を担う18歳未満の子どもたちを

「ヤング（若い）ケアラー（世話をする人）」
といいます。

滋賀県では「**子ども若者ケアラー**」と呼び、
20歳代の若者までを含めて、支援対象としています。

本人・周囲も気づきにくい、表面化しにくい…



？ ヤングケアラーって？

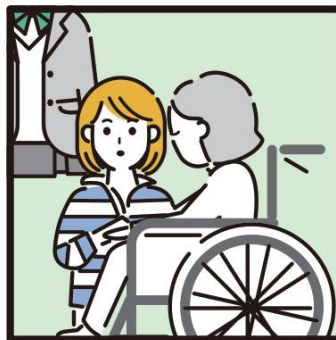
「ヤングケアラー」とは、本来大人が担うと想定されているような家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。
責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがあります。



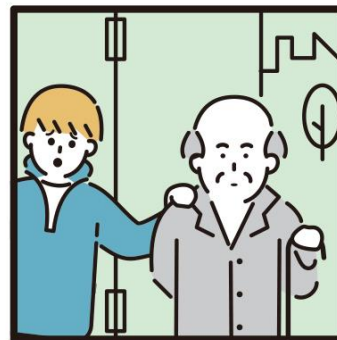
障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。



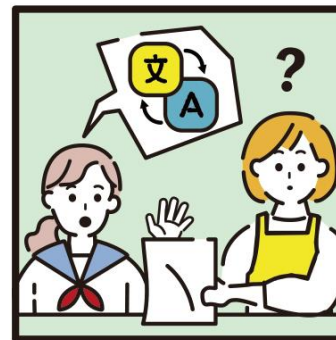
家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。



目の離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている。



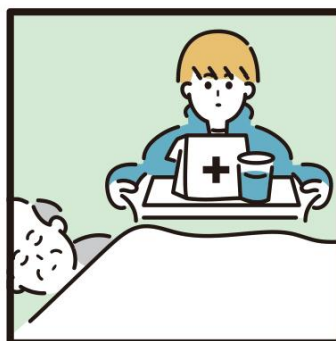
日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている。



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている。



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている。 21 -



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている。



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。

？ ヤングケアラーは「ふつうのこと」？

家族の手伝い・手助けをするのは「ふつうのこと」と思うかもしれません。

でも、学校生活に影響が出たり、こころやからだに不調を感じるほどの重い負担がかかっている場合は、
すこし注意が必要です。



学校の先生・スクールカウンセラー・
スクールソーシャルワーカー・親戚の人・友達など、
信頼できる相手に相談してみましょう。

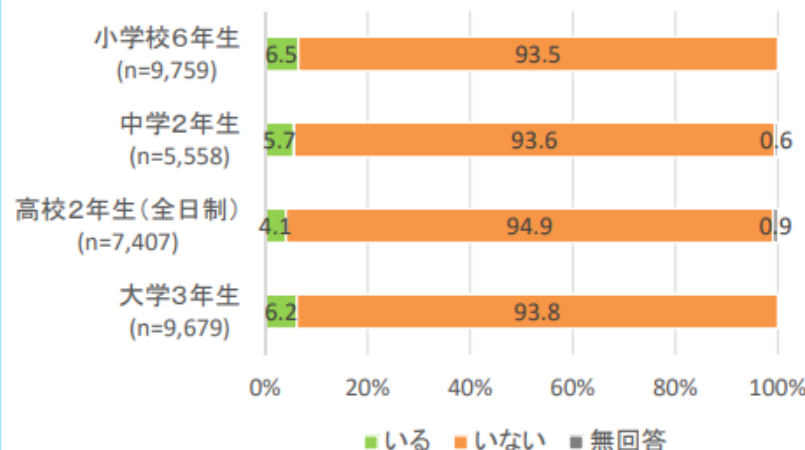
ヤングケアラーの実態調査結果（小学生～大学生）

- 令和2年度に中学2年生・高校2年生を、令和3年度に小学生6年生・大学3年生を、それぞれ対象にヤングケアラーの実態調査を実施（令和3年度調査結果は4月7日(木)公表）

※ 子ども・子育て支援推進調査研究事業により、令和2年度は三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社、3年度は株式会社日本総合研究所が実施。

1 世話をする家族の有無

- 世話をしている家族の有無について



- 世話をしている家族が「いる」と回答したのは小学生6年生で**6.5%**、中学2年生で**5.7%**、高校2年生で**4.1%**、大学3年生で**6.2%**。

※ 大学生は「いない」の中に、「現在はいないが、過去にいた」人が4.0%含まれる。

※ 例えば、親が仕事で不在の間に幼いきょうだいの遊び相手をするといったケースが含まれ、数値を引き上げている可能性がある。

2 世話の対象者・世話による影響

	世話を必要とする家族	世話のためにやりたいけれどできていないこと
小学生	・「きょうだい」が最も高く、 71.0% ※きょうだいの状況は「幼い」が最も高く73.9%	・「特にない」が最も高く、 63.9% ・次いで「自分の時間がとれない」15.1%
中学生	・「きょうだい」が最も高く、 61.8%	・「特にない」が最も高く、 58.0% ・次いで「自分の時間がとれない」20.1%
高校生	・「きょうだい」が最も高く、 44.3%	・「特にない」が最も高く、 52.1% ・次いで「自分の時間がとれない」16.6%
大学生	・「母親」が最も高く、 35.4% ※母親の状況は、「精神疾患」が最も高く28.7%	・「特にない」が最も高く、 51.9% ・次いで「自分の時間がとれない」20.1%

滋賀県 令和3年度 子ども若者ケアラー 実態調査

子ども若者ケアラー実態調査の結果(概要)について

1 調査の実施概要

本県では、一般的に18歳未満とされるヤングケアラーについて、20歳代の若者までを含めて支援の対象と考えて「子ども若者ケアラー」と呼び、早期把握や支援のあり方などを検討することを目的として、学校や相談支援機関などを対象とした「子ども若者ケアラー実態調査」を、滋賀県社会福祉協議会に委託して実施しました。

調査の全体構成

対 象	対象数	調査時期	回答数(回答率)
○学校	3 9 3 件	2021年10月	3 3 1 件(84.2%)
○要保護児童対策地域協議会	1 9 件	2021年10～11月	1 8 件(94.7%)
○相談支援機関			
・地域包括支援センター ・障害の相談支援機関 ・生活困窮者自立相談支援機関	2 1 3 件	2021年10～11月	4 2 件(19.7%)
・県・市町の高齢、障害、 生活困窮、子ども若者担当課	県および各市町の 高齢、障害、生活困窮、 子ども若者担当課		2 6 件 ※
○民生委員・児童委員	3, 3 8 1 件	2021年10～12月	2, 0 7 7 件(61.4%)

※1つの課で複数分野の担当を持つ自治体もあることや、子ども若者担当課としては要保護児童対策地域協議会の調査票で回答する自治体もあることから母数の把握が難しいため、回答率は出していない。

2 学校を対象とした調査の結果

回答状況

学校区分	調査票配布数	回答数	回答率
全体	393	331	84.2%
小学校	222	187	84.2%
中学校	106	86	81.1%
高校全日制	54	48	88.9%
高校定時制・通信制	11	10	90.9%

●「子ども若者ケアラー」と思われる児童生徒の有無と数

子ども若者ケアラーの有無について、「いる」が49.8%、「いない」が41.4%であった。

学校区分別に見ると、小学校は「いない」が多いが、それ以外では「いる」の方が多かった。

また、各学校で把握している該当児童生徒数は590人となった。

そのうち507件について個人票で詳細な状況について回答があった。

学校区分	いる	いない	わからない	無回答
全体(n=331)	165 49.8%	137 41.4%	27 8.2%	2 0.6%
小学校(187)	73 39.0%	102 54.5%	11 5.9%	1 0.5%
中学校(86)	57 66.3%	22 25.6%	6 7.0%	1 1.2%
高校全日制(48)	30 62.5%	11 22.9%	7 14.6%	0 0.0%
高校定時制・通信制(10)	5 50.0%	2 20.0%	3 30.0%	0 0.0%

●性別【個人票】

全ての学校区分において「女性」が多い。

学校区分	女性	男性	無回答
全体(n=507)	316 62.3%	181 35.7%	10 2.0%
小学校(160)	105 65.6%	52 32.5%	3 1.9%
中学校(207)	120 58.0%	84 40.6%	3 1.4%
高校全日制(115)	73 63.5%	38 33.0%	4 3.5%
高校定時制等(25)	18 72.0%	7 28.0%	0 0.0%

●学校が気づいたきっかけ【個人票】

小中学校では「教員」が、高校全日制では「本人からの相談」が最も多い。

学校区分	教員	SSW、SC	本人からの相談	保護者からの相談	その他	無回答
全体	232 45.8%	19 3.7%	169 33.3%	20 3.9%	142 28.0%	4 0.8%
小学校	99 61.9%	6 3.8%	32 20.0%	5 3.1%	35 21.9%	1 0.6%
中学校	99 47.8%	8 3.9%	82 39.6%	9 4.3%	52 25.1%	2 1.0%
高校全日制	28 24.3%	5 4.3%	49 42.6%	6 5.2%	43 37.4%	0 0.0%
高校定時制等	6 24.0%	0 0.0%	6 24.0%	0 0.0%	12 48.0%	1 4.0%

●学校生活の状況【個人票】

小学校では「宿題や持ち物の忘れ物が多い」（35.6%）、中学校では「学校を休みがちである」（37.2%）、高校全日制では「精神的な不安定さがある」（32.2%）、高校定時制・通信制では「学校を休みがちである」（52.0%）となった。

●ケアをしている人【個人票】

「ケアの状況を把握している」と回答した419件のうち、「子ども若者ケアラー」がケアをしている人は、「きょうだい」（59.4%）が最も多く、次いで「母親」（38.9%）となった。

●ケアを必要としている人の状況【個人票】

「子ども若者ケアラー」がケアをしている人の状況は、「幼い」（48.2%）が最も多く、次いで「保護者が日本語が話せないなどコミュニケーションが難しい」（16.0%）となった。

●ケアの内容【個人票】

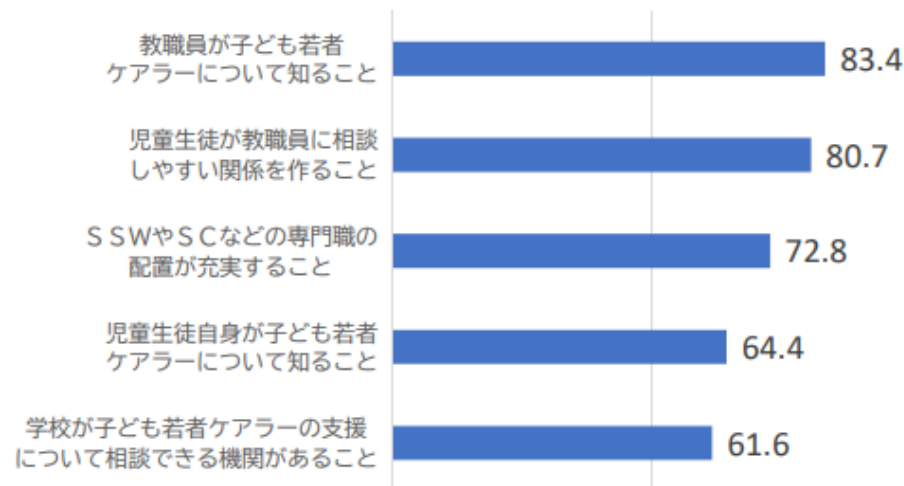
「子ども若者ケアラー」がしているケアの内容は、「きょうだいのケア」（49.6%）が最も多く、次いで「食事以外の家の中の家事」（38.4%）となった。

●把握・支援の上で学校の対応が難しいこと

自由記述で尋ねたところ主な意見は以下のとおり

- ・子どもや若者が今の状態（介護やケア）を当たり前だと思っていると表面化しにくい。（小学校）
- ・家庭の問題であり実態が見えにくいいため、把握が困難であること。（小学校）
- ・家庭の問題や課題を背景に抱えているケースが多く、介入の手立てや方法が難しい。（中学校）
- ・どこまでが家の「お手伝い」で、どこからがヤングケアラーにあたるのか、線引きが大変難しい。（中学校）
- ・外部機関とどのようにつないでいけばよいのか、アドバイスがほしい。（高校）
- ・市などの福祉などにつながっていただくことにハードルの高さを感じる。保護者にとって福祉や医療とつながることは、こちらが思っている以上に躊躇される印象がある。（高校）

●支援するために必要だと思うこと【上位5つ(%)】



学校へのヒアリング調査

■概要

「子ども若者ケアラー」の支援体制・連携のあり方を考える際の参考とするために、学校で把握している「子ども若者ケアラー」の具体的な状況や支援策などについて、2021年12月から2022年1月に9校の担当者にヒアリング調査を実施した。

■主なヒアリング項目

- ・「子ども若者ケアラー」が担っているケアの内容
- ・ケアによる「子ども若者ケアラー」への影響
- ・学校としての思い
- ・学校で「子ども若者ケアラー」を把握した経緯
- ・学校等の対応等状況

※個人情報に配慮し、状況の解釈に支障のない範囲で情報の一部を加工

事例 小学生		事例 高校生	
家族構成	母親、本人、きょうだい	家族構成	母親、本人
ケアの内容	きょうだいに医療的ケアが必要で、登校前に本人がきょうだいの登校準備に多くの時間をかけている。	ケアの内容	本人は家事全般のほか、母親の介護、通院等の付き添いもしている。
学校の把握経緯	本人の話から把握したほか、きょうだいを通して学校からも情報を得ていた。	学校の把握経緯	出身中学からの引き継ぎにより把握した。
ケアによる「子ども若者ケアラー」への影響	学校生活に支障はない	ケアによる「子ども若者ケアラー」への影響	学校を休みがちである。
学校等の対応等	保護者のほか、行政、学童保育指導員、養護教諭、看護師、病院関係者と話ができる関係を作っており、本人の様子についても各方面から情報を得ることができている。保護者も以前よりも悩みや状況を話してくれるようになった。	学校等の対応等	・本人には教育相談担当教員が話をしている。 ・教員が付き添って地域の関係機関にもつなげたが、今は本人は行っていない。 ・家庭へ連絡したいが、母親も介護が必要な状態のため連絡できない状況である。
学校としての思い	本ケースは関係者がよく連携できている事例。医療的ケアが必要なことに加え、保護者が支援を求める声をあげてくれたため、多くの機関が連携してサポートできたと感じている。	学校としての思い	・家庭のことなので入りこむにも難しさはあるが、出身中学から生徒の状況を聞き取ったり、地域の関係機関などをつなげたりしながら、サポートを続けている。 ・本校には家庭の事情など、何らかの理由があって入学している生徒が多く、学校としても生徒の生活も含めて学業を続けられるように丁寧にサポートしていくことが大事である。学校長や教員が生徒の生活等についてよく理解しており、支援しやすい体制である。

ヤングケアラー支援

2つをセットで考えていくことが
大事です



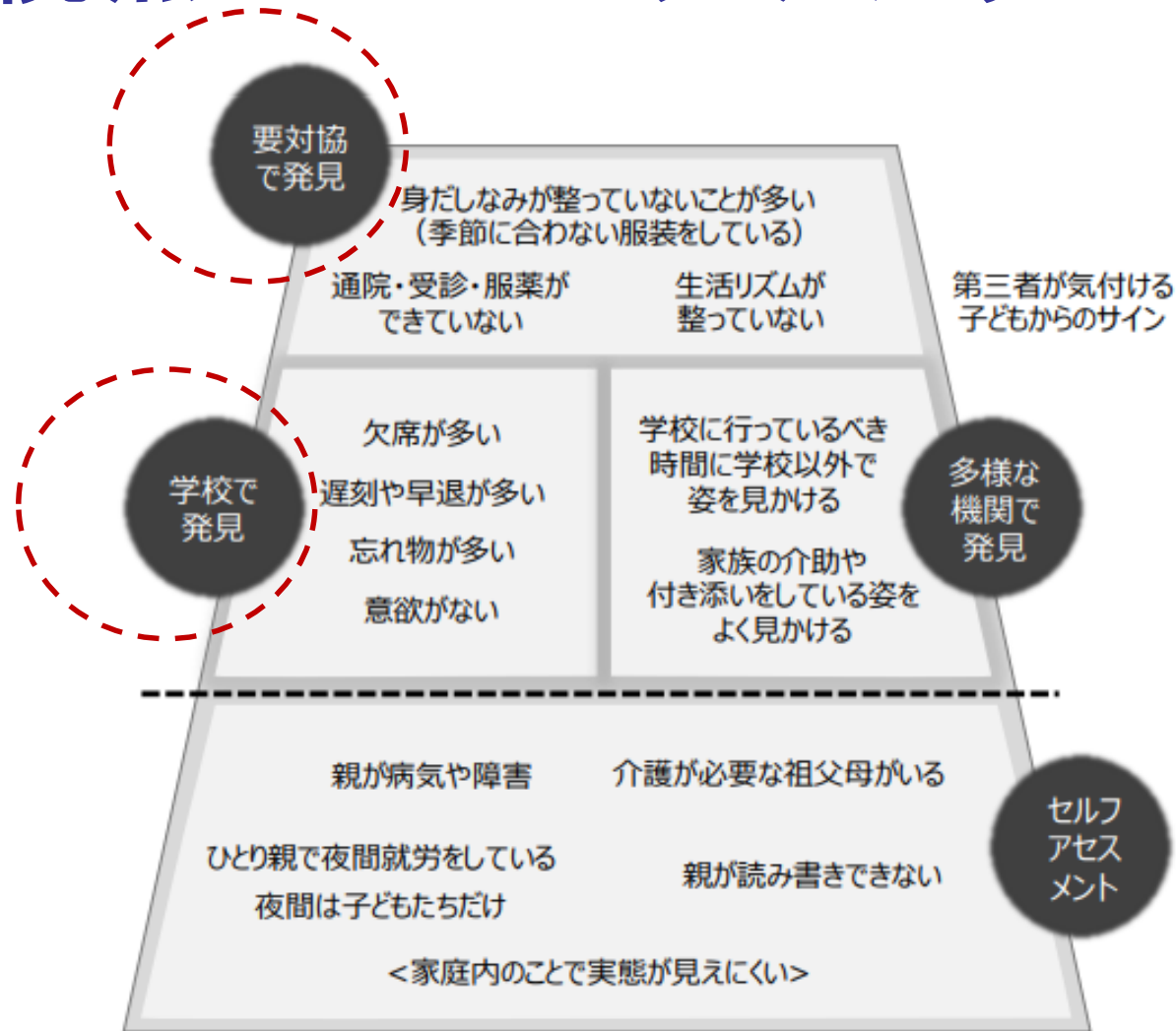
ヤングケアラーで
あることを
発見すること

子どもの状況や意
向に応じた支援に
結び付けていくこと

ヤングケアラーの発見



多様な視点からヤングケアラーを把握する



ヤングケアラーを把握するためのアセスメント

「子どもの様子・状況」からヤングケアラーである可能性を把握

1. 守られるべき「子どもの権利」が守られているか

○健康に生きる
○教育を受ける
○子どもらしく過ごせる

子ども自身の権利侵害がみられる

2. 家族の状況はどうか

「ヤングケアラー」である

3. ヤングケアラーである子どもの状況はどうか

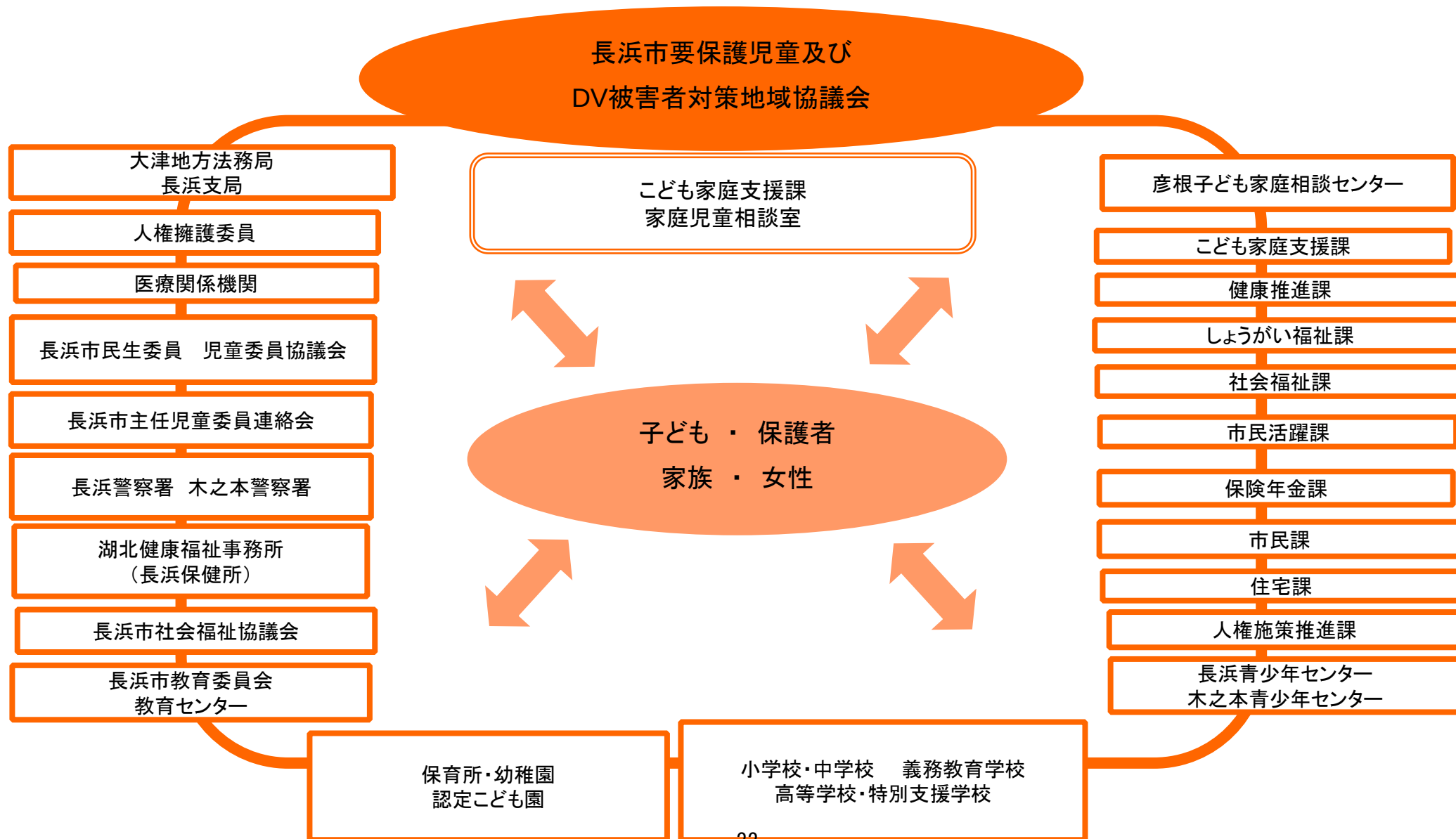


4. 子ども本人の認識や意向はどうか

子どもの状況や意向に 応じた支援へのつながり



子どもを守るネットワーク体制



要保護児童**対**策地域**協**議会の主な特徴

(長浜市要保護児童及びDV被害者対策地域協議会)

- ① 責任体制の明確化（児童福祉法第25条の2）
協議会を設置した市長は、協議会の運営の中核となる調整機関や構成員などを公示する。
- ② 関係機関への協力要請（児童福祉法第25条の3）
必要に応じて、協議会の構成員以外からの機関等に対して、資料または情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

③ 守秘義務による情報共有（児童福祉法第25条の5）

要保護児童等の支援にあたっては、**本人や家族の同意が得られない場合が多くある。**そのため、協議会の構成員（構成員であった者を含む。）は、全て守秘義務が課されている。

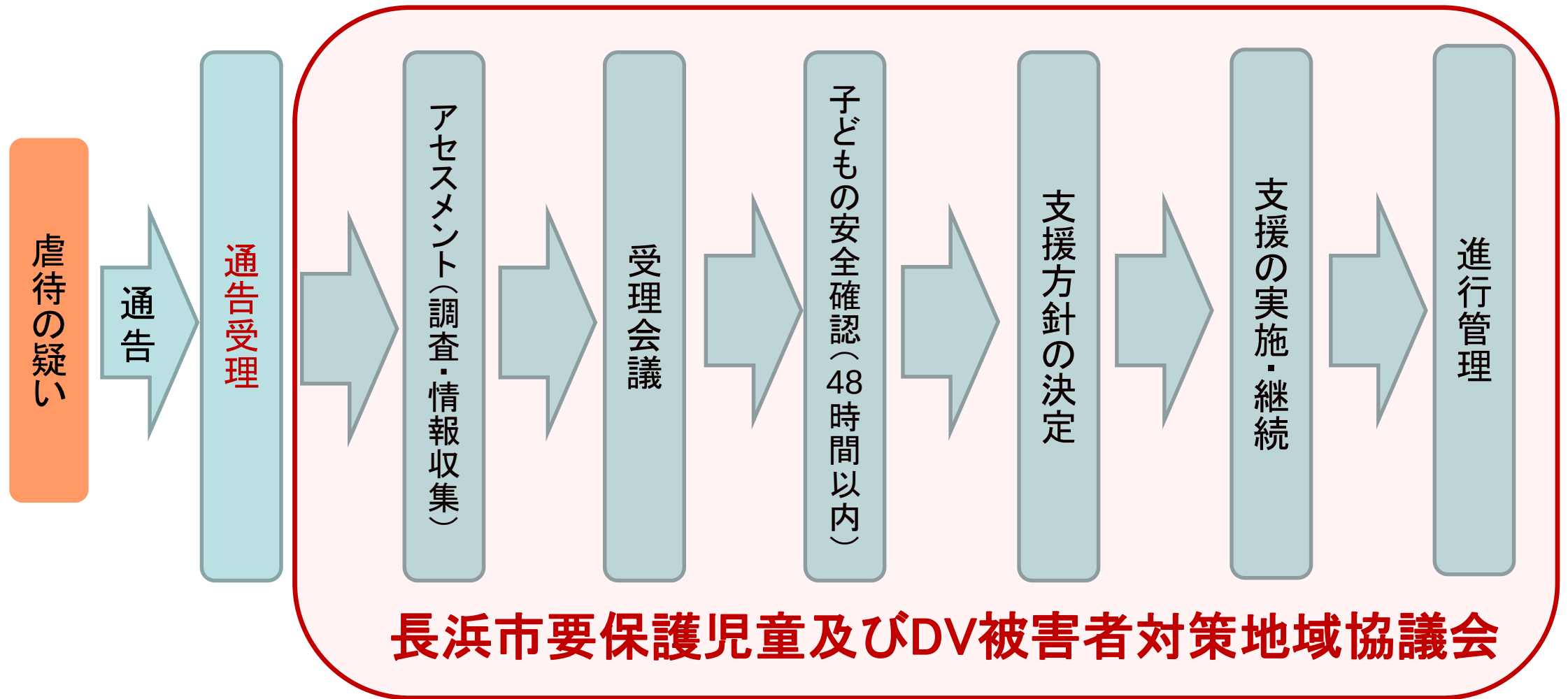
そのことにより、支援に必要な個人情報の提供を行い、適切な支援を行うことができる。

なお、その守秘義務に反し、秘密を漏らした場合には、**児童福祉法第61条の3により、1年以下の懲役または50万円以下の罰金が課せられる。**



要対協は情報共有と
協議のための法定機関

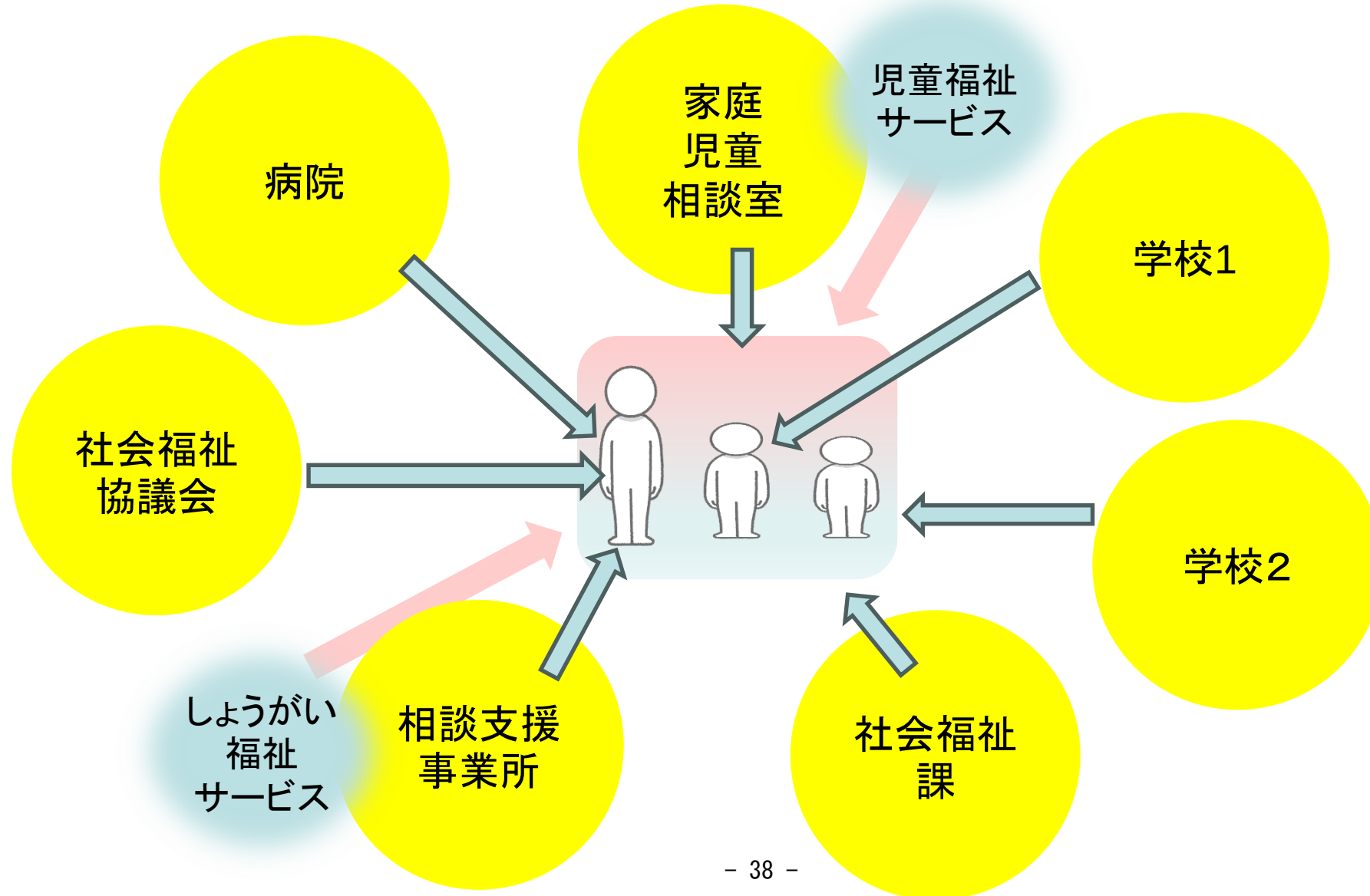
通告後の対応(市町村)



事例1

- 家族構成 本人（高校生）、母、兄弟（中学生他）
- ケアの内容 家事全般（食事の用意、洗濯、炊事等）
- 把握経緯 家庭児童相談室への通告
- 課題 家族間のトラブル 経済的問題
 精神疾患をもつ母の養育力の問題

家庭への支援体制



ヤングケアラー支援

○社会的認知度の向上（気づき）

支援関係者等に対する認識・意識の向上→啓発、関係機関向け研修

○早期の把握（つなぎ）

実態把握→アンケート調査の実施検討

学校・地域等での見守り

教育、福祉、地域との連携

○支援策の充実

寄り添う存在

子どもに関わる総合相談窓口→長浜こども家庭センター（こども家庭支援課内）

家事・育児支援サービス、居場所

民間支援団体との連携

支援対象児童等見守り強化事業

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金>
令和5年度当初予算：208億円の内数（202億円の内数）

目 的

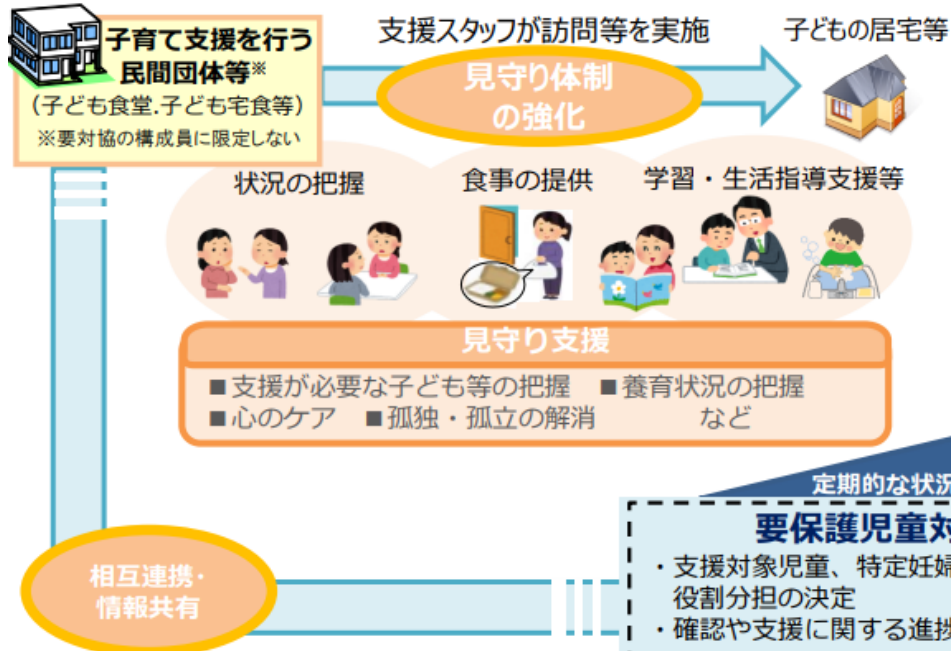
- 児童虐待のリスクの高まりを踏まえ、子育て世帯が孤立しないよう支援することが必要であるため、市町村の要保護児童対策地域協議会が中核となって、子ども食堂や子ども宅食等の支援を行う民間団体等も含めた様々な地域ネットワークを総動員し、支援ニーズの高い子ども等を見守り、必要な支援につなげることができる体制の強化を推進する。
- ① 子ども食堂や子どもへの宅食等を行う民間団体等と連携して、食事の提供や学習支援等を通じた子どもの状況把握を行うことにより、地域における子どもの見守り体制の強化を支援する。
- ② 新たな地域における見守りの担い手としてのNPO法人の重要性にかんがみ、クーポン・バウチャー等の活用による学習塾、習い事、子育て支援サービスなどの地域の多様な事業主体と連携した要支援児童家庭の新たな見守り強化モデルの確立を目指す。

① アウトリーチ型／居場所型

補助基準額：1か所当たり9,866千円

補 助 率：2／3

実 施 主 体：市町村（特別区含む）



② クーポン・バウチャー等活用型

補助基準額：児童1人当たり5万円

補 助 率：10／10

実 施 主 体：市町村（特別区含む）※①アウトリーチ型/居場所型との併用可



子育て世帯訪問支援臨時特例事業（概要）

令和3年度第1次補正予算 602億円の内数（子育て支援対策臨時特例交付金）

事業概要

- 家事・育児等に対して不安・負担を抱えながら子育て等を行う家庭が増加しており、子どもの養育だけではなく、保護者（妊産婦を含む）自身が支援を必要とする家庭が増加している。
- こうした需要に対応するため、訪問支援員が、家事・育児等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ。

実施主体

市町村（NPO法人や社会福祉法人等に委託可）

支援対象

家事・育児等に対して不安・負担を抱えた要支援家庭及び支援の必要性の高い妊産婦

支援内容

- ・家事支援（食事の準備、洗濯、掃除、買い物の代行支援等）
- ・育児支援（保育所等の送迎支援や地域の母子保健施策・子育て支援施策等の情報提供等を含む）

補助割合

国：1／2、都道府県：1／4、市町村：1／4

補助基準額

訪問支援費用	1時間当たり	1,500円（3,000円）
交通費	1件当たり	930円（1,860円）
事務費（管理費）	1事業所当たり	564,000円

※所得等に応じた利用者負担軽減を行った場合には、訪問支援費用及び交通費について補助額の加算を実施。

括弧書きは生活保護世帯に対して利用者負担軽減を実施した場合の補助基準額

（参考）支援の様子



家事支援のイメージ

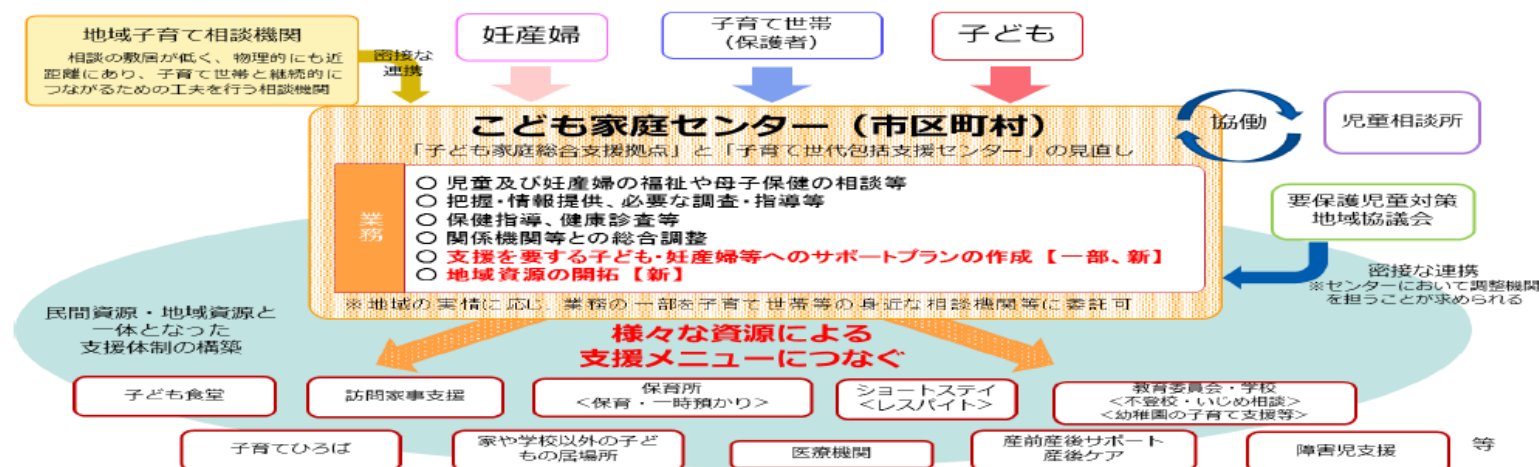
育児支援のイメージ

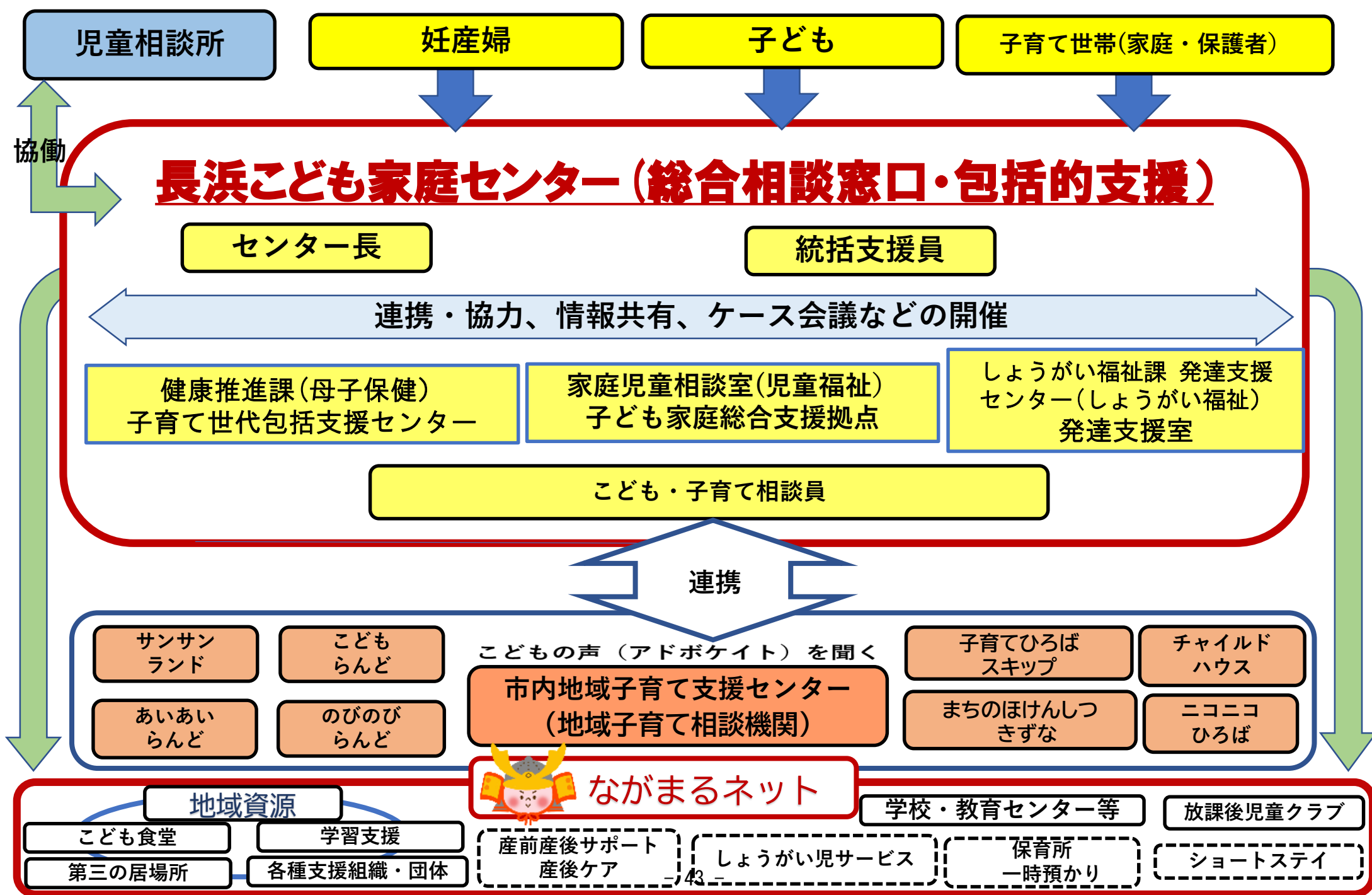
1. こども家庭センターについて

- 改正児童福祉法により、市区町村において、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置に努めることとした。
- こども家庭センターは、これまで子ども家庭総合支援拠点や子育て世代包括支援センターにおいて実施している相談支援等の取組に加え、新たに
 - ・妊娠届から妊産婦支援、子育てや子どもに関する相談を受けて支援をつなぐためのマネジメント（サポートプランの作成）や、
 - ・民間団体と連携しながら、多様な家庭環境等に関する支援体制の充実・強化を図るための地域資源の開拓、を担うことで、更なる支援の充実・強化を図るもの。
- 令和6年4月の施行に向け、以下の準備を進めていただきたい。

- ①子ども家庭総合支援拠点未設置市町村 ⇒ 拠点の早期設置。その際、②の一体的な相談支援体制の整備等を併せて検討。
 - ②拠点・包括支援センター設置市町村 ⇒ 一体的な支援体制（詳細は次頁）を整備しつつ、新たな業務の実施に向け検討。

※一体的な支援体制の整備に当たっては、安心こども基金の活用が可能（R5まで、通例より高い補助率で支援）
※今年度、調査研究によりこども家庭センターに係るガイドラインを作成する予定。







そんな時はまずこちらへ



【子育てコンシェルジュ】



【こども家庭コンシェルジュ】



【発達支援コンシェルジュ】



子どもに関わる
総合相談窓口

長浜こども家庭センター

☎ **0749-65-6535**

子育て情報

妊娠・出産

子育て

家族・家庭

学校・友達

発達

遊び場



どんな悩みや困りごとでも大丈夫です

長浜こども家庭センター相談ルーム





ご清聴ありがとうございました